

地方自治法施行令の一部を改正する政令の概要

1. 改正理由

東日本大震災による被害を受けた地方公共団体における復興事業等に係る公共工事をめぐる状況に鑑み、公共工事に要する経費について、地方公共団体が前金払をすることのできる割合を改めるため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の改正を行うもの。

2. 改正概要

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）において施行する公共工事に要する経費について、地方公共団体が前金払をすることのできる割合を4割から3割5分に改めることとする。

3. 施行期日

公布：6月10日（金）

施行：公布日